

**西部総合処理センター焼却施設整備に伴う施設基本計画策定業務
公募型プロポーザル第2次評価要領**

1. 第2次評価について

本市職員（5人）で構成する審査委員会において、提出された企画提案書、見積書及びヒアリング内容をもとに第2次評価を行います。

(1) 評価対象者

公募型プロポーザルの第1次評価において選定された提案書提出資格者のうち、提出期限までに企画提案書等を提出した者

(2) 評価基準（評価項目・配点）

評価分類	評価項目	配点
①業務遂行能力	企業に関する事項	10
	業務従事予定者の経験及び能力	20
②企画提案内容	業務実施方針	20
	テーマ a	20
	テーマ b	20
③業務費用	見積金額	10
合計		100

※業務実施方針、テーマ a、テーマ b は次の通りとします。

業務実施方針：業務仕様書、本市の焼却施設整備における施設計画方針、焼却施設西宮市西部総合処理センター焼却施設整備に係る廃棄物エネルギー利活用構想（令和3年3月）、西宮市西部総合処理センター焼却施設整備基本構想（令和4年11月）を踏まえ、貴社の業務実施方針を記載して下さい。なお、以下の点については必ず明記して下さい。

- ・業務の取組み体制（組織）
- ・業務スケジュール

テーマ a：脱炭素社会の実現に向けた施策方針として、本市は2050年までにCO2の実質排出量をゼロにすることを表明していることを踏まえ、本市の一般廃棄物処理施設が目標の達成に寄与するにあたり、想定される課題及び留意事項とその解決方針を提案してください。

テーマ b：一般廃棄物処理施設の強靱化と災害時の廃棄物処理拠点としての推進を考える上で、想定される課題とその解決方針を提案してください。

2. 第2次評価の評価基準

(1) 業務遂行能力（30点）

第1次評価における業務遂行能力の評価点を第2次評価の評価点とします。

(2) 企画提案内容（60点）

①業務実施方針並びにテーマ a、テーマ b に対しては、以下の項目を中心に審査します。

- ・業務仕様書及び各貸与資料の意図を把握しているか。
- ・提案内容が具体的かどうか。
- ・提案内容が適切で有用的かどうか。
- ・提案内容に独創性かつ実現性があるか。
- ・提案資料が分かりやすいか。

評価基準は、以下の通りとします。

評価	評価内容	得点化方法
A	提案が特に優れている	配点×1.00
B	提案が優れている	配点×0.80
C	提案が標準的である	配点×0.60
D	提案がやや劣っている	配点×0.40
E	提案が劣っている	配点×0.20

②評価点の算出は、各評価項目において各委員が算出した得点を合計し、委員数で除した数値を提案者の得点とします。

③各評価項目の得点を合計した数値を提案者の評価点とします。

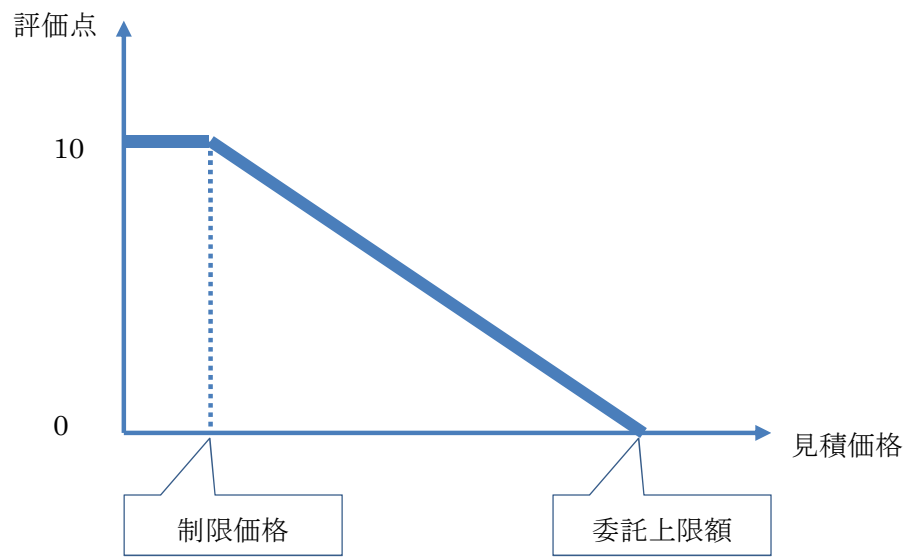
(3) 業務費用（10点）

①制限価格の算定式については、本市のホームページ (<http://www.nishi.or.jp>) の「事業者向け情報>入札・契約>入札・契約制度>入札・契約制度（委託）>業務委託に係る入札・契約制度の改正について」で「《令和4年度1月実施》令和3年度 業務委託に係る入札・契約制度の改正について（概要）」の「最低制限価格の算定方法」に準じます。なお、当該文中にある「最低制限価格」を「制限価格」、「予定価格」を「委託上限額」、「入札価格」を「見積金額」、「消費税及び地方消費税相当額を除いた額」を「消費税及び地方消費税相当額を含んだ額」、「契約管理課」を「施設整備課」と読み替えるものとします。

②評価点は、上記制限価格以下での見積金額の場合を10点（満点）とします。なお、評価点の算定式については以下の通りであり、小数点以下2位以内とし、次の位を切捨てるものとします。

$$\text{評価点} = \frac{10}{\text{委託上限額} - \text{制限価格}} \times (\text{委託上限額} - \text{見積金額})$$

ただし、委託上限額を超えるときは失格とするものとします。



以上